

奈良県告示第百三十三号

次の私道の廃止は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十五条第一項の規定による禁止又は制限をする必要がないと認めた。

平成二十七年八月四日

奈良県知事 荒井正吾

一 廃止の場所（平成二十六年十月二十八日現在の地番による。）

香芝市北今市五丁目五三九番地の一、五四二番地の一、五四二番地の二及び五四二番地の四の各一部

二 申請者氏名 橋本不動産株式会社 代表取締役 橋本達雄

三 申請者住所 滋賀県守山市梅田町一五番九号

四 道路の幅員 四・〇〇メートル

五 道路の延長 二六・七三メートル

六 廃止年月日 平成二十七年七月三日

七 廃止番号 建第二六一号